

## 第4章

## モザンビークの構造調整と一党制の放棄

——政権維持を図るフレリモの改革——

林 晃史

はじめに

「モザンビーク解放戦線 (Frente de Libertação de Moçambique : FRELIMO, 以下、フレリモと略す)」の長年にわたる武力解放闘争の結果、1975年6月にポルトガルから独立したモザンビークは、77年2月の第3回フレリモ党大会でマルクス・レーニン主義を国是とし、フレリモ党が前衛党となる社会主義路線を採択した。しかし、80年代初めの大旱魃、南アフリカ共和国の不安定化工作 (destabilization)、国内の反政府ゲリラ組織「モザンビーク民族抵抗 (Resistência Nacional Moçambicana: RENAMO または Mozambique National Resistance: MNR と呼ばれているが、以下、MNR と略す)」の破壊活動、農業集団化の失敗により、83年4月の第4回フレリモ党大会で早くも社会主義路線の修正を迫られた。

その後、フレリモ政権は、南アフリカ共和国の不安定化工作、MNRの破壊活動に対処する戦時経済体制を維持するため、社会主義路線を続けながら、経済改革を実施し、遂に1987年1月から世銀・IMFの勧告を受け入れた「経済復興計画 (Economic Rehabilitation Programme, 以下、ERP と略す)」の実施に踏み切った。

さらに1989年7月の第5回フレリモ党大会ではマルクス・レーニン主義も

放棄し、それにともない90年1月から人民議会は新憲法草案の審議に着手し、同年10月には一党体制を放棄し、複数政党制の導入を承認した。その結果、12月には早くも「モザンビーク自由民主党 (Partido Liberal e Democrático de Moçambique: PALMO)」、翌91年5月には「モザンビーク民主党 (Partido Democrático de Moçambique: PADEMO)」などの新党が結成され、91年に予定された総選挙 (92年に延期後、さらに94年に延期) に備えることになった。

一方、この間フレリモ政権とMNRの和平交渉も1989年8月に開始され、3年後の92年9月によりやく停戦合意が成立した。

以上の経緯を踏まえて、本章はモザンビークの民主化過程をフレリモ党による上からの改革という視点に立ち、以下のような経過をたどったと考える。すなわち、フレリモによる社会主義政策の失敗による経済危機が生じたにもかかわらず、南ア不安定化工作とMNRの破壊活動が続き戦時体制維持の必要が緊急課題となった。このため政府は経済改革 (構造調整計画) に踏み切った。しかし、長びく内戦に対する国民の不満とフレリモ一党支配に対するMNRの批判が高まり、政府はMNRとの和平交渉を開始した。この和平交渉の進展と西側諸国援助引き出しのため政府はマルクス・レーニン主義を放棄し、それにともなう憲法改正とシサノ (Cissano) 大統領による新憲法草案が提示され、その結果一党体制放棄と複数政党制の導入が行われた。これにともない諸政党の結成と複数政党制下での総選挙が予定され、MNRと引き続き和平交渉を行い、ついに停戦が合意された。残された問題はフレリモ優勢下での総選挙を実施し、フレリモがそれに勝利することであると考える。

以下、この視点に立って、モザンビークの民主化課程の重要な節目となった(1)経済改革、(2)一党制の放棄、(3)新憲法制定過程、(4)和平交渉と休戦合意について考察していくことにする。

## 第1節 戦時体制維持政策としての経済改革

## 1. 経済復興計画の導入

マシエル (Samora Machel) 政権下で、1975年の独立以来、ローデシア、ついで南ア共和国の支援する反政府ゲリラ組織MNRとの内戦が継続・拡大し、モザンビークの国家予算に占める防衛費の割合は年々高まっていった(第1表)。

この間、1977年2月の第3回フレリモ党大会で採択されたマルクス・レー

第1表 モザンビーク国家予算に占める国防費の比率 (1975~89年)

(単位: 百万メティカル)

年	予算(A)	米ドル換算 (百万ドル)	国防費(B)	米ドル換算 (百万ドル)	$\frac{B}{A} \times 100(\%)$
1975	6,069	222.80	847	31.09	14
1976	7,158	227.89	1,900	60.49	27
1977	8,327	258.44	1,900	58.97	23
1978	10,890	331.20	2,685	81.65	25
1979	10,676	326.38	3,826	116.97	36
1980	14,097	435.09	4,419	136.39	31
1981	17,346	490.69	5,741	162.40	33
1982	19,406	515.91	6,946	183.90	36
1983	21,794	542.41	8,327	207.24	38
1984	23,063	543.43	10,320	243.17	45
1985	25,490	590.32	11,031	253.84	43
1986	42,358	1,041.0	12,436	305.7	29
1987	91,492	316.5	41,700	144.24	46
1988	158,851	344.58	62,700	136.0	39
1989	200,000	n.a.	80,500	n.a.	40

(出所) P. Johnson; D. Martin, *Apartheid Terrorism: The Destabilization Report*, London, Commonwealth Secretariat, 1989, p.43.

第2表 モザンビークの経済危機に関する指標（1973～86年）

	1973	1980	1986
工業生産*	100	77	35
市場向け農業生産高			
カシューナッツ	100	45	20
綿花	100	45	7
メイズ	100	54	18
米	100	79	55
輸出**	100	122	34
サーヴィス受取**	100	79	55
輸入**	100	232	157
サーヴィス支出**	100	79	293

\*1980年価格 \*\*米ドル

(出所) K. Hermele, *Mozambican Crossroads: Economics and Politics in the Era of Structural Adjustment*, Bergen, Chr. Michelsen Institute, 1990, p.11.

ニン主義に基づく農業の集団化（国営農業，協同組合農場）は早くも行き詰まり，マシエル政権は83年4月の第4回フレリモ党大会でその失敗を認め，社会主義路線を修正した<sup>(1)</sup>。しかし，これによってモザンビーク経済の危機的状況は直ちに改善されたわけではなかった。K・ハーメレ (K. Hermele) の作成した経済指標によると，1973年を100とすると86年には工業・農業生産，輸出が半分以下に落ち，逆に輸入が増大している（第2表）。

このギャップを埋めるため，モザンビーク政府は外国からの援助に依存し，そのため債務は拡大していった（第3表）。

1984年1月に，モザンビーク政府は債務返済の繰延べを債権国に要請したが，債権国側はモザンビーク政府にIMF，世銀と交渉することを強く要求した。その結果，同年3月モザンビーク政府は南ア共和国との「ヌコマチ協定<sup>(2)</sup> (Nkomati Accord)」の締結に続いて，4月にIMF，世銀との交渉を始め，9月には正式にIMF，世銀に加盟した<sup>(3)</sup>。この結果，翌10月に初めてパリクラブでの債務繰延べが認められた。これと同時に，IMFと世銀はモザンビーク政府と共同して，経済再建のための枠組み作りに着手した。

第3表 モザンビークの対外債務（1984～89年）

（単位：百万ドル）

	1985	1986	1987	1988	1989	1990
債務合計	2,714	3,329	4,050	4,198	4,503	4,718
長期債	2,557	3,036	3,700	3,757	3,896	4,073
短期債	157	293	332	400	552	572
長期債利子残高	77	203	209	268	385	434
IMF債務	—	—	17	41	56	74
長期公債	2,546	3,026	3,683	3,739	3,885	4,053
公債	1,848	2,219	2,917	3,086	3,208	3,444
国際機関	111	152	238	280	350	464
二国間	1,737	2,067	2,679	2,806	2,858	2,980
私債	698	807	766	653	677	609
民間銀行	126	143	181	169	165	169
デット・サーヴィス	55	105	41	51	66	43
元金	31	69	20	20	23	20
利子	24	36	21	31	43	23
短期債利子	7	6	8	9	12	15
対GNP比 <sup>a</sup>	82.9	84.1	323.3	385.1	416.7	384.5
デット・サーヴィス・レシオ	29.8	44.5	17.5	19.4	24.4	14.4
短期債／債務合計	6.1	9.7	9.0	10.6	14.2	14.0
コンセンショナル長期債／長期債	54.8	57.3	59.6	63.0	63.6	65.1
長期債利子／長期債	6.2	6.2	6.0	5.6	5.2	4.7

（注）長期債とは1年以上の長期に満期をもつ債券。

a：1987年の急激な増加は、メティカの切下げによる。

（出所）Economist Intelligence Unit, *Country Profile: Mozambique, 1992-93*, p.39.

この間、モザンビーク側でも若干の経済改革に着手していた。すなわち、国营農場を細分化して外資系企業、共同組合、小農への払下げが行われた。また、独立時ポルトガル人が放棄し国营となった企業の民間払下げも行われた。さらに「輸出稼得金保有制度 (export retention scheme)」が導入され、原料や部品を輸入するために、企業は輸出で得た外貨の一部を保有することが許された。85年5月には、民間企業に対する規制が緩和され、国营貿易公社を通さず直接輸出入が可能となった。同月、E・ジェイコックス (Edward Jaycox) 東南部アフリカ担当世銀副総裁が来訪し、その結果、原料部品輸入

のために世銀最初の借款4500万ドルが供与された。この借款を使い政府は農民の生産意欲を高め余剰を出荷して消費財が購入できるようにインド、中国ソ連、東独から消費財を輸入した。同時に工場用の原料も輸入した。

これらの改革にもかかわらず、IMF、世銀はその改革はまだ不十分であるとし、為替レートの切下げ、財政支出の削減、国营農場への補助金の削減、国营企業の民営化、債務支払いのための輸出農産物の振興を要請した。

1986年4月、R・バルタザール (Rui Baltazar) 蔵相は更迭され、IMF寄りのA・M・オスマン (Abdul Magid Osman) が蔵相に就任した。さらに同年7月には政治局はマシエル大統領が内戦の問題に集中できるように首相職を置き、首相が国内政治、経済問題を担当するよう要請し受け入れられた。その結果、新首相にM・G・マチュンゴ (Mário da Graça Machungo) が就任した。<sup>(4)</sup> マチュンゴは政治局員であると同時に80年以降経済計画相でもあった。

同7月政府はIMFに「経済復興計画 (ERP)」の骨子を提出した。その後11月にIMF、世銀共同の使節団が来訪し、ERPを検討したが満足せず、価格と資源配分制度についての根本的改革を要請した。さらに世銀は帰国後IMFと協力して改革案を作成することを明らかにした。

これに対して、マチュンゴ首相は直ちに独自の改革案を作成し、IMF、世銀の了承無しに1987年1月に人民議会にERP案を提出した。<sup>(5)</sup>

その主要目標と戦略は以下の通りであった。

〔主要目標〕

- a 生産力の独立前水準の回復
- b 最低限の消費と所得の確保
- c 財政不均衡の解消
- d 国際収支の改善
- e 経済成長のための基盤確立

〔具体的目標〕

- a 消費、輸出、農産物加工向けの農業生産拡大
- b 農産物流通促進、輸入代替工業化、海産物や鉱産物輸出促進のための

工業生産拡大

- c インフラストラクチャー，工業生産能力の修復
- d 鉄道輸送，港湾機能の拡大
- e 外国からの援助を活用し，優先部門に配分

〔戦略〕

- a 中央行政統制の縮小
- b 直接的な行政介入を避け，価格，信用，その他の間接的手段により資源配分を決定
- c 企業および個人の実績に応じた所得
- d 公共支出（投資も含む）は経済の最優先部門になされるよう計画・政策策定を改善する<sup>(6)</sup>

そしてマチュンゴ首相はERPの最優先分野として農業部門，とくに小農生産に力点を置いた。IMF，世銀はこのERP案を基本的に了承し，1987年6月，パリでモザンビークのためのコンサルタンティブ・グループ会議を開催した。援助供与国はこのERPを評価し，87年5月にロンドン・クラブは2億5000万ドルの債務返済繰延べに合意し，同年6月にパリ・クラブも3億6000万ドルの債務返済繰延べに合意した。同時に，IMFは87年6月に1600万ドルの構造調整融資に，世銀は5月に4500万ドルの借款と8月に9000万ドルの第2次経済再建貸付けに合意した。<sup>(7)</sup>

2. 経済復興計画の実績

1987年1月のERP実施以降，モザンビーク経済構造に大きな変化が起こり始め，その後の4年間に経済は好転に向かった。しかし，MNRの破壊活動によって農村部の不安定は続き農村開発を目標通り進めることは困難であった。また，全国民に基本的消費財を供給するために価格統制と配給制度は残ったので改革の進展は遅れた。これら生産部門および流通部門に問題はあったが，短期間に生産は回復し，より総合的な経済開発に必要な基盤を準備する

第4表 GDP年平均成長率と産業部門別総生産伸び率

(%)

	1982～85年平均	1986	1987	1988	1989	1990
GDP成長率	- 5.9	0.9	4.6	5.5	5.3	3.1
農 業	- 5.7	- 0.6	7.0	7.2	4.7	2.0
製 造 業	-18.4	- 4.2	8.9	7.5	7.4	3.0
建 設	- 2.2	44.8	-16.0	0.1	3.0	3.0
輸 送	-15.9	1.7	- 9.8	3.8	3.9	3.9
そ の 他	- 1.3	- 0.7	3.5	4.5	4.0	3.5

(出所) United Nations, *Mozambique 1990 (Country Presentation)*, Second UN Conference on the Least Developed Countries, p.3.

枠組みを創ることに成功した(第4表)。

まず、1982年～85年の時期にみられた生産の低下を喰い止め逆方向に向かわせた。すなわち同時期GDPは年平均マイナス6パーセント、1人当たり所得が年平均マイナス7パーセントであったのが、1987年以降、GDPはプラス4.6パーセントに転じた。

ERPの主要目標のひとつはマクロ経済・財政の安定化の回復であった。この点、とくに、為替政策、財政・金融政策は重要であった。

#### (1) 為替政策

1987年1月のERP以前、公定価格は人為的に高い水準に置かれ、76～80年には1ドル=32エスクード水準を維持したが、その後公定価格は徐々に落ち、86年末には1ドル=40メティカル(MT)となった。この時点でもMTの対米ドル公定価格は過大で、闇市場価格は公定価格の50倍であった。ERPの目的は公定価格を実勢に近づけ、かつ二重為替市場を廃止することであった。このため政府は86年～92年に公定価格を対米ドル40MTから2840MTと7000パーセント切下げ(第5表)、1990年10月には第2外国為替市場を導入した<sup>(8)</sup>。この結果、闇市場は大きな影響を受け、92年10月の公定市場価格1ドル=2840MT、第2市場価格2859MTに対し、闇市場は3250MTと所期の目的に近づきつつある<sup>(9)</sup>。

第5表 年平均為替交換率

(対ドルMT)

1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
43.2	40.4	289.4	528.6	745.0	929.1	1,434.5	2840

(出所) 第3表と同じ, p.10.

(原典: National Planning Commission, *Anuário estatístico*, 1991)

## (2) 財政政策

1983年までは歳入が歳出を上回り、経常収支は黒字であった。その原因は技術と原料不足により国家計画が予定通り実施できなかったためであった。しかし、84年、経常収支は赤字となり、以後、赤字は増大してきた。87年のERP実施とともに平価切下げ、価格統制の撤廃によって歳入歳出の名目額は増大した。最初の5年間に贈与は約10倍に増加し、87年の財政赤字は550億MTでGDPの12パーセントに達した。87年以降、実質額および対GDP比率で財政赤字は減少し、91年にはGDPの6.1パーセントに下がった。歳入はこの5年間かなり改善されたが、若干の赤字は常に残り、それは贈与によって相殺されている。経済活動が回復しはじめるにつれ関税収入も増大したが、防衛費は依然大きな比重を占め、1992年予算では36パーセントを占めている<sup>(10)</sup> (第6表)。

## (3) 金融政策

通貨発行量はこの期間毎年限度内に抑えられ、政府に対する融資は目標を下回ったが、非政府部門への融資によって経済発展は促進された。ただ1990年のみは、湾岸危機と石油価格の上昇によってインフレが進んだ。<sup>(11)</sup>

独立以前にあった民間銀行9行は1行を除き1978年国有化され、2つの国营銀行 Banco de Moçambique (BM) と Banco Popular de Desenvolvimento (BPD) に統合された。しかしサービスの悪さが目立ち、1990年代初めから一連の改革が実施され、効率性と競争性が導入された。すなわち、BMは92年に中央銀行としての機能と商業銀行としての機能が分かれ、後者を受持

第6表 モザンビークの国家財政

(単位：百万マティカル)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
歳入	15,634	58,098	110,097	199,800	266,400	379,953
所得税	4,353	15,079	29,373	43,200	52,900	79,059
間接税	8,993	29,696	59,006	105,100	136,800	177,431
関税	1,547	9,949	18,508	44,100	65,300	108,915
非財政受取り	6,489	10,503	20,572	26,700	31,600	67,247
歳入合計	22,123	68,601	130,669	226,500	298,000	447,200
経常支出	42,358	93,000	148,800	246,000	342,500	457,400
賃金・俸給	8,049	15,200	24,800	43,000	65,000	101,000
国防費	12,436	41,700	58,173	102,400	136,000	178,000
公社補助金	14,190	9,100	11,100	12,000	14,000	12,200
資本支出	9,263	68,000	139,700	227,000	350,700	500,900
歳出合計	51,621	161,000	288,500	473,000	693,200	958,300
贈与受取以前の赤字	-29,498	-	-157,831	-246,500	-395,200	-511,100
贈与	3,916	37,700	91,816	159,800	226,300	397,000
贈与受取後の赤字	-25,582	-	-66,015	-86,700	-168,900	-114,100
歳入源						
国外	5,879	33,200	52,915	81,700	168,500	127,700
国内	19,703	19,170	13,100	5,000	400	-13,200
誤差	-	2,329	-	-	-	-

(出所) 第3表と同じ, p.31.

(原典: National Planning Commission, *Informação estatística: Plano económico e social*)

第7表 消費者物価指数

(1985年=100)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
物価指数	138.7	365.2	548.2	767.5	1,129.0	1,526.4
変化率	38.7	163.3	50.1	40.0	47.1	35.2

(出所) 第3表と同じ, p.17.

(原典: National Planning Commission, *Anuário estatístico*, 1991)

つ銀行として Banco Comercial de Moçambique (BCM) が同年6月に開設された。そして BPD は短期の農業金融に特化している。唯一の民間銀行は Banco Standard Totta de Moçambique (BSTM) で、スタンダード銀行と Banco Totta e Acores が主要株主である。BSTM は78年の国有化以降、著しくその活動を縮小したが、1990年代初め以降、金融条例がゆるみ、活動を拡大し始めている。<sup>(12)</sup>

ERP 下で新しい公定価格、金融政策が実施され、公定価格は実勢に近づいた。また、従来実施されていた食糧への補助金は打ち切れ、逆に従来無料であったサービスが有料化した。このため消費者物価は1987年に163パーセント以上上昇したが、その後鎮静化に向かい、91年には35パーセントに下がった(第7表)。しかし、平価切下げ、外貨不足、大旱魃の影響を受けて、92年には再び物価は上昇している。<sup>(13)</sup>

次に主要産業部門への ERP の効果をみていこう。

#### (4) 農業

ERP 下で、主要輸出農産物カシューナッツの生産高は増大したが1990年以降低下した。綿花は着実に増大し、91年には4万トンに達した。国内市場向け農産物の米は87年以降減産に向かっているが、メイズは増産している。しかし、91年～92年の大旱魃によって減産した。メイズ生産は地域的差異が大きく、北部では余剰を出しているが、南・中部では旱魃の影響を強く受けている(第8表)。

第8表 主要農産物の市場向け生産

(単位：千トン)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
輸出向け農産物						
カシューナッツ	40.0	37.5	45.0	50.2	22.5	31.1
綿花	10.8	28.2	19.2	28.0	29.7	40.0
砂糖キビ	388.6	227.8	220.6	255.4	331.6	252.8
コブラ	28.6	25.4	24.5	10.5	26.8	24.8
茶	6.4	1.8	3.8	7.4	4.3	4.9
サイザル麻	0.9	4.3	4.3	88.7	45.3	24.8
国内市場向け農産物						
米	43.5	43.5	41.3	24.5	19.6	23.9
メイズ	33.6	43.1	60.4	80.5	84.1	74.0
豆類	4.0	9.7	7.8	14.9	13.6	14.2
園芸作物	23.9	24.4	33.1	34.5	36.3	35.1

(出所) 第3表と同じ, p.20.

(原典: National Planning Commission, *Anuário estatístico*, 1991)

## (5) 製造業

1981年～86年, モザンビークの工業生産は激減した(第2表)。ERPでは新規プロジェクトより再建に力点が置かれた。87年工業生産の低下は喰い止められ, 6.6パーセントの成長を記録した。この原因は外国資金により原料や部品の輸入が可能になったためである。しかし, 90年代初め, 再び工業生産成長率は低下し, 90年マイナス8.3パーセント, 91年マイナス1.4パーセントとなった。とくに成長率が低かったのは, 繊維・衣料, 薬品, 電気機器部門であった。原因は原料不足, 国内市場の狭さ, 輸入品との競争力の無さ, であり, また大旱魃が農産物加工に影響を与えた。

1990年に民間の中小企業育成を目的に「国内工業開発機構 (Instituto de Desenvolvimento da Industrial Local: IDIL)」が設立され, その機構内に92年「小規模工業振興基金 (Fundo de Foment de Pequena Industria: FFPI)」が創られた。同基金は政府および外国資金によって小規模企業家の訓練と信用供与を行っている。また92年末に政府は外国投資家を誘致するため輸出加工区創設

案を公表し、外国投資を促進するために「外国投資促進局 (Gabinete de Promoção de Investimentos Estrangeiros: GPIE)」を設立した。さらに政府は港と内陸国を結ぶ鉄道沿線に「生産回廊 (production corridors)」を創ることも明らかにしている。<sup>(14)</sup>

#### (6) 輸送

モザンビークの港湾は内陸国の多い南部アフリカ諸国にとってきわめて重要である。すなわち、スワジランド、ボツワナ、南ア共和国はマプト港を使用し、ジンバブエ、ザンビア、ザイールはマプト港とベイラ港を使っている。さらにマラウィはベイラ港とナカラ港を利用している。しかし、MNRによって港湾と鉄道はしばしば破壊され、その修復には「南部アフリカ開発調整会議 (SADCC: 現在南部アフリカ開発共同体 [SADC] と改称)」が当たってきた。

1986年1月 SADCC は総額 6 億6000万ドルの「ベイラ回廊修復10カ年計画」(湾岸, 鉄道, 道路, 町の修復) を発表し, 同年の援助国会議で総額 4 億3500万ドル (85パーセントは贈与) の援助申し出を受けた。EC が最大の援助機関で, 2 国間ではイタリア, 北欧諸国, オランダ, アメリカ他が協力した。この結果, 87年鉄道は修復した。ベイラ港のコンテナ化の第1段階は92年4月完了し, 現在, 取扱い量は年間500万トン, 93年末に新石油タンクが建設された時点で750万トンに増大した。また港湾の浚渫によって 5 万トン級の船が入港可能となった。

マプト港の浚渫も行われ10万トン級の船の入港が可能となり, 新コンテナ化が行われた。さらに南ア共和国が石炭貯蔵庫の建設に920万ラント (2380万ドル) 供与した。一方, ナカラ港でもフィンランドの援助によってコンテナ化が行われた。

鉄道修復では, ベイラ線が1987年完了し, リンポポ線が92年末に完了した。ナカラ線の第1期工事 (ナカラーナンブラ間) は87年完了, 第2期工事は MNR の破壊活動によって遅れ90年末完了した。<sup>(15)</sup>

ERP 下の港湾および鉄道の貨物取扱い量は第9表の通りである。

第9表 モザンビークの港湾および鉄道の貨物取扱い量

(単位：百万トン)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
港湾取扱い量						
国内	0.6	0.9	1.1	1.1	1.1	0.9
国際	3.6	4.2	4.6	5.3	4.2	3.8
鉄道取扱い量						
国内	0.6	1.0	1.0	1.4	1.0	0.8
国際	2.3	1.9	1.7	2.4	2.0	1.4

(出所) 第3表と同じ, p.30.

(原典: National Planning Commission, *Anuário estatístico*, 1991)

## 第2節 第5回党大会とマルクス・レーニン主義の放棄

### 1. 第5回大会への準備

1988年7月19～24日、首都マプトでフレリモ党の第2回全国大会が開かれ<sup>(16)</sup>た。大会には391名の代表が出席し、そのうち27パーセントは労働者、農民代表、32パーセントは軍および旧フレリモ・ゲリラ戦士代表、24.5パーセントは党代表、残り16.5パーセントはその他の代表であり、女性は全体の18パーセントを占めた。

シサノ大統領は開会演説において、自由で広範な討議を呼びかけ、モザンビークが直面している最大の問題はMNRの破壊活動であるとし、その内戦に勝ち、経済を回復させることがフレリモ党の任務であるとした。

大会ではさまざまな議題について討議されたが、その中には党の性格、内戦、民主主義、経済問題、国際関係が含まれた。

軍事問題に関しては、代表達は国軍の再編・強化を要求した。このため、農民の自衛組織の可能性や女性の入隊も討議された。

経済問題については、第4回党大会による農業集団化の修正、すなわち小農中心主義への移行に対し、農業協同組合代表から農業省に対して批判が出された。さらに1987年から始まった「経済復興計画（ERP）」により物価が上昇したことに對し、多くの代表から抗議が出されたが、その抗議の焦点は生産者価格と消費者価格の格差であった。

大会終了演説でシサノ大統領は、この大会で多くの党員がモザンビークの再建と国家の発展のためにMNRとの闘いにおいて一致団結することを示したが、同時に自由な討議を通じて国民の関心が党や国家の役割よりも生活の苦しさに集中したことを認め、生産力の発展のないところに革命の進歩はありえないと結論した。

全国大会に引き続き、7月26日～29日に党中央委員会が開催された。中央委員会の主要議題は全国大会の討議を踏まえての第5回党大会の草案を作成することであった。

中央委員会でシサノ大統領は人種、宗教、部族、性別に基づく差別をなくし、党の性格と目的を堅持しながら、全てのモザンビーク国民の国防参加、国家再建への奉仕を強調した。これを受けて、これまで除外されてきた白人、アジア人、混血の国軍参加が討議され、最終的に非黒人系モザンビーク人の2年間の国軍参加が決議された。

また中央委員会はフレリモが社会主義に基づく発展の道を堅持することを再確認し、モザンビークの歴史的、文化的、社会、経済的現実を考慮に入れて科学的社会主義こそモザンビークの進むべき道であるとした。経済政策に関しては、国営、共同組合部門に重点を置くが同時に小農部門の発展も重視するとした。

また教会や諸社会団体は保健や教育に有用な役割を果たすが、それはあくまで国家のプログラムに従わなければならないとした。

さらに党員を党のイデオロギーを勝利に導く闘争の前衛とした。

そして最後に第5回党大会の日程を翌1989年7月24日～31日と決定した。

以上述べてきた全国大会、中央委員会の討議によって策定され、第5回党

大会に提出された草案を項目別に改めて整理しておこう。<sup>(17)</sup>

### (1) フレリモ党

フレリモ党は「前衛党」であり「全人民の党」である。党員は「社会主義社会建設の闘いに同意する者」に限られる。党は「1つの階級のためだけでなく全人民の利益」のためにつくさなければならない。党のイデオロギー上の基盤は「社会主義」にあり、その際、モザンビークの歴史的、社会的、文化的、経済的現実を考慮して創造的方法で適用される。

モザンビークが置かれている地理的位置、社会主義を目ざす他国の経験を考慮して、フレリモ党はその模倣を拒否し、外国モデルの機械的適用を避ける。党は国家および社会の「指導的役割」を果たす。党細胞 (party cells) が重要な役割を持ち、党細胞が活動する地域の発展を十分考慮して「単に党のスローガンを繰り返す」だけではない。

### (2) 国民統合

国民の統合と組織化は勝利への重要な要因である。統合とは部族主義、地域主義、人種主義に反対し、地域間の不平等を徐々に減らしていくことである。

この国民統合は「モザンビークに対する帝国主義者の干渉」によって危機にさらされている。すなわち、輸送路の遮断により人的交流は困難となり、保健や教育を受けることも困難となった。

現在、国民は共通の苦痛——内戦と独立擁護——の原因を認識し、人種、教育水準の別なく全てのモザンビーク人が一律に軍隊に参加すべきである。

### (3) 社会諸団体

社会諸団体は人民民主主義体制の一部であり、諸団体を通して党は社会の全員を動員し方向づけることができる。それ故、諸団体は社会の全階層——労働者、女性、子供、成年、農民、協同組合員、教師、芸術家、専門家、企

業家など——から構成されなければならない。

民主的諸団体は国民の利害において国家機構や国家の経済組織と協調しなければならない。

#### (4) 防衛

モザンビークに対する戦争は人民に対する戦争である。このような状況下で、人民を自己防衛に組織化することが勝利への道である。それ故、人民の自己防衛は国家の防衛、革命の重要な一部である。党は人民の自己防衛を正しく指導し、職場、または移住地での自発的組織化を助けなければならない。

同時に軍隊の強化・再編成も行わなければならない。これまでの徴兵制に「重大な欠陥」があったことを認め、それを改め、人種、宗教、部族の別なく全ての人民は兵役に服さなければならない。

ただし、全ての成年を軍隊に入れることは物理的に不可能なので、党は「国家防衛・再建奉仕団」を創り、軍隊以外でも国家に奉仕できるようにする。また、女性の積極的役割を奨励する。

#### (5) 経済

1981年に選択された「10年計画」は外国の干渉——南ア共和国の支援するMNRの破壊活動——によって失敗した。しかし同時に、サイクロンや大旱魃の被害、過度の中央計画経済、植民地期から存続した構造的不均衡、技術・科学的訓練の欠如もその原因としてあげられた。

経済復興計画(ERP)の目的は経済的下降を喰い止め、経済成長の基礎をつくり、財政的不均衡を無くすることにある。このERPは党の政策に従属し、党の経済政策は支持されなければならない。

雇用に関しては余剰労働力は農業に振り向け、産業間の調整によって合理的労働配分を行う。

人的・物的資源は、多額の資金や外国資金を必要としない小規模プロジェクトに向けられるべきである。これによって雇用を創出し小農の家族生産を

刺激することになる。

小農部門への土地の配分と技術援助に特別の配慮が行われる。また協同組合を結成したいとする小農は奨励されるが、その際、行政介入は避け自発的結成が奨励される。

#### (6) 社会問題

社会サービスやモザンビーク人民の社会生活は南ア共和国の不安定化工作と内戦によって被害を受けた。このため、政府は社会的弱者（子供や老人、身体障害者）を救済するばかりでなく、これら社会的弱者を社会に再統合するために努めなければならない。

教育や保健分野では、社会の最下層のサービスへの自己負担を軽くする必要がある。

宗教団体は国家政策の範囲内で、さまざまな社会問題解決に重要な役割を果たさなければならない。

#### (7) 国際関係

南ア共和国はモザンビークをその不安定化工作の対象としてきた。さらにモザンビークの港湾機能を低下させることによってSADCCの計画を遅らせてきた。

したがってモザンビーク外交の最重点は、南ア・アパルトヘイト体制がその不安定化工作を中止し、善隣友好関係を生む条件をつくり出すことである。フレリモは南部アフリカの解放諸組織（SWAPO, ANC,その他全ての民主勢力）を支持する。さらに、モザンビークは民族自決、独立を要求する他国の闘争と団結する。

フレリモは非武装主義を掲げ、とくにインド洋を非核地域とすることを要求する。

さらにフレリモは、モザンビーク社会の真の発展に寄与するあらゆる協力——国家が定めた開発計画に対する外国資本の参加も含む——を歓迎する。

## 2. 第5回党大会

第5回フレリモ党大会は翌1989年7月24日、首都マプトで開催された。

来賓として出席したニエレレ (Nyerere) ・タンザニア大統領は、MNR への南ア共和国の支援は、依然として続いており、モザンビーク国民はその残虐行為に悩み続けていることを指摘し、モザンビーク政府の停戦への努力を高く評価した。

続いて P ・ムシ (Peter Mmusi) ・ボツワナ副大統領はシサノ大統領の和平達成のための MNR との交渉への決意を賞賛した。

次にフレリモ中央委員会の提示した草案が討議された。

まず党員の資格に関して、中央委員会は(1)私有財産所有者(企業家、商店主など)<sup>(18)</sup>(2)宗教者の入党による党員の拡大を提案した。これに対し採択された「党規約・計画 (Statutes and Programme)<sup>(19)</sup>」では「党員は党、国家、人民、革命、社会主義に貢献する全てのモザンビーク市民で18歳以上の者に開かれる(第2章第7条)」と規定され、従来の労働者、農民以外に上記グループの入党が認められた。

また一夫多妻制について中央委員会は、女性の解放のために原則として一夫多妻制には反対する(1977年の党規則)が、それ以前に結婚し、今後妻を増やさないことを誓約し、女性解放を支持する場合、党員として認めることが承認された。<sup>(20)</sup>

中央・地方機関の関係については、中央委員会はモザンビークの一層の民主化にとっての中央・地方機関の連携の重要性を強調した。規約では党中央機関として大会、中央委員会、政治局、中央委員会事務局、統制委員会を置き、地方機関は11の州 (province) レベル、110の地方 (district) レベル、322の行政ポスト (administrative post) レベル、569の地区 (local) レベルの4段階に、それぞれ同様の機構を設けるとした。<sup>(21)</sup>

司法に関して中央委員会は三権分立の原則を強調した。さらに「モザン

ビークの民主化が進み法治国家となるに従い、法制度の確立は重要となる」と述べ、MNRの破壊活動により地方裁判所の20パーセント、地区裁判所の40パーセントが機能停止している現状で、一層、法制度の整備の重要性を強調した。<sup>(22)</sup>

軍事奉仕に関して中央委員会は2年半の軍事奉仕を義務づける提案を行った。すなわち、半年間の訓練機関と残り2年間の軍隊勤務である。さらに、現状では2年間の軍隊勤務終了後も軍隊に留まる者が多いのに対し、完全な除隊を義務づけた。

また、街を歩いている若者を捕らえて強制的に入隊させている現状を廃止して、入隊者の明確な基準を設けることを提案した。

兵士の削減に関しては量よりも質を重視し、同時に食糧や装備の不足、給与の支給の遅れをできる限り早期に解決することを提案した。

また、中央委員会は職場や居住区を守る地方軍を創設し、正規軍の負担を軽減することを提案した。

従来白人、混血、アジア人の兵役免除に関する国民の不満に対しては、中央委員会は「非黒人の入隊は最小限にとどめる」というフレリモの独立直後の決定を重視すると提案した。この決定の理由は、人種混合は兵舎での混乱をもたらすことと高い教育水準にあるのは少数人種に限られていたため、教育が全ての人種に解放されるまで時期を待つということであった。<sup>(23)</sup>

戦争と和平交渉については、中央委員会はMNRの破壊活動によりこれまで170万人が国内での移住を余儀なくされ、70万人が難民として国外に移住した。また、10万人が殺害され、さらに飢えや病気を入れれば死者数は60～70万人に達すると報告した。また、1000以上の入植地が焼かれ、822の農村医療センター、2599の小学校、44の工場、1000以上の商店、3500台のトラックやトラクター、10輛以上の機関車、数百台の貨車が破壊されたと報告した。<sup>(24)</sup>

さらに中央委員会は1984年の政府のヌコマチ協定調印の決定を擁護したが、それによって期待された南ア共和国との共存は実現しなかったと報告した。それにもかかわらず、モザンビークは平和への努力を続けなければなら

ないと主張した。

経済については中央委員会は1987年以降の経済復興計画（ERP）をモザンビークが直面する状況に立ち向う最善の必要な選択とした。さらにIMFや世銀との関係は続けなければならないが、ERPは党の目的に従わなければならないとした。

また財政赤字削減、国際収支の正常化は必然的に物価上昇、社会的弱者の購買力の低下をひき起こすことも認めた。

さらに1982～86年の南ア共和国の不安定化工作によってモザンビークのGDP、1人当たり所得は伸び悩み、対外債務額は7億5000万ドルから32億ドルに増えたこと、輸出は同期間、2億8000万ドルから7900万ドルに低下したと報告した。

しかし、ERP実施以降、経済は回復に向かい、輸出は30パーセント増、農業生産は87年6.9パーセント増、88年には5.7パーセントの増加を示し、カシューナッツの生産も88年には4万4000トンになり83年の数値の2.4倍となり、工業生産も86～88年に12パーセント増大したと報告した。<sup>(25)</sup>

以上の諸点の他、中央委員会は環境、住宅、教育、保健、メディア、アパルトヘイトについて報告した。<sup>(26)</sup>

続いて党の計画について報告した。

まず、1983年の党計画で規定された「フレリモは労働者・農民の連合の前衛党」が改正され「モザンビーク国民の前衛党」<sup>(27)</sup>となった。同時に83年計画にあったマルクス・レーニン主義は落とされ、それに代わって正義と平等という言葉に置き換えられた。<sup>(28)</sup>しかし、フレリモの社会主義堅持はかわっていない。つまり、新計画はフレリモの国家における指導的役割を残しているが、もはや国家を「労働者と農民による革命的民主独裁」とは規定していない。

国防と安全保障については、党の重要な役割を「武力による破壊活動やその他外国からの抑圧に対し、モザンビークの防衛力を強化すること」<sup>(29)</sup>としている。そして国防、安全保障政策の重点は(1)防衛軍の再編成、(2)自己防衛の

ための人民の動員と組織化、(3)戦時経済の構築にあるとした<sup>(30)</sup>。とくに中央の国防組織の再編成を強調した。同時に、軍事奉仕に関する法律の厳格な適用——登録、徴兵、訓練——を要求した。すなわち、人種、部族、階級、教育水準に関係なく全ての国民の軍事奉仕を義務づけ、職場、居住区での自衛組織の組織化を強調した。

経済・社会問題では、農業政策として国营農場よりも小農家族経営に重点を置く、そして小農の自主性にに基づき協同化を行い徐々に農村を社会主義化していく<sup>(31)</sup>。社会政策は従来通りであるが、労働組合の役割を重視し、労働者、農民が教育を受けやすいよう努力する。

マスメディアにより国民統合を促進し、モザンビークの文化や歴史に関する知識の普及によってモザンビーク国民の育成に努める<sup>(32)</sup>。

外交政策に関しては、従来の「反帝国主義戦線」「国際労働者階級運動」という言葉を落とし、フレリモは国益擁護のため独自の外交政策を行い、まず不安定化工作、テロリズムに反対する<sup>(33)</sup>とした。

この「党規則・計画」が採択されたあと、M・マチュンゴ首相兼党書記長が次の5年間の「経済・社会指針 (Economic and Social Directives)」を提出し審議された<sup>(34)</sup>。新指針は1977年指針と同様「農業を基盤に、工業をその推進力<sup>(35)</sup>」として社会主義を達成することを目的とするが、83年指針と違い具体的目標数値は掲げられなかった。

次いで党役員選挙が行われ、シサノは満場一致で議長に再選された。また、今大会で、政治局は12名(従来11名)、中央委員会は160名(同じく121名)に拡大された<sup>(36)</sup>。

政治局員は以下の12名となった<sup>(37)</sup>。

J・シサノ、M・ドス・サントス (Marcelino dos Santos)、A・シパンデ (Alberto Chipande)、A・ゲブーザ (Armando Guebuza)、J・レベロ (Jorge Rebelo)、M・マチニエ (Mariano Matsinhe)、J・ベローソ (Jacinto Veloso)、M・マチュンゴ、P・モクンビ (Pascoal Mocumbi)、E・ダ・シルバ・ニーニャ (Eduardo da Silva Nihia)、F・グンダナ (Feliciano Gundana)、R・マグニ

(Rafael Maguni)

中央委員会事務局の構成は、

J・シサノ, J・レベロ, M・マチュンゴ, P・モクンビ, J・O・モンテイロ (Jose Oscar Momteiro), J・カリーリョ (Julio Carrilho), E・アラン (Eduardo Arao), J・L・カバコ (Jose Luis Cabaco)

統制委員会の構成は、

M・マチニエ, R・パシヌアパ (Raimundo Pachinuapa), F・ムゼゼラ (Felix Muzezela), I・ヌカバデカ (Isabela Nkavadeka), C・テンベ (Christina Tembe), C・ムカレイア (Carlos Mucareia), E・メレンブウェ (Eduardo Melembwe), B・ゴイ・ゴイ (Bernardo Goi-Goi), M・マチェケモ (Mariano Machequemo), A・F・トーロ (Amelia Franklin Tauro), R・C・ガダガ (Romao Candido Gadaga), G・ヴィットリーノ (Gertrudes Vitorino)

### 第3節 新憲法制定と複数政党制

#### 1. 新憲法草案をめぐる国民的討議

1990年1月9日、シサノ大統領はマプトで行われた政治集会で新憲法草案を公表した。草案は前文と5部150条から成り、第Ⅰ部 基本原則、第Ⅱ部 権利、義務、自由と保障、第Ⅲ部 国家の諸機構、第Ⅳ部 共和国のシンボルと首都、第Ⅴ部 憲法改正、から成り、<sup>(38)</sup>重点は第Ⅰ～Ⅲ部にあった。

現行憲法との相違は(1)フレリモ党の指導的役割を明文化していない、(2)任期5年で最大限2期の直接選挙による大統領制〔同草案第77条、以下カッコ内は同じ〕、(3)大統領候補については各州から最低200名、または最低限5000名により支持された40～65歳のモザンビーク市民であること、また、フレリモ党員以外でも立候補は可能とされた〔第77条〕、(4)人民議会が国の最高立法機関とされ、議員は1人1票制の投票により選ばれ、特定選挙区を代表する〔第9

1条〕、(5)立法、司法、行政の三権分立〔第117条〕、(6)天然資源と経済インフラストラクチャーは国に属し、土地は国有財産であるが、個人ないし集団の利用権を認めている。これ以外の私有財産は認められ保障される〔第12条〕、とした。

ただし、草案はモザンビークが一党制にとどまるべきか否かについては触れていない。フレリモは前年12月の中央委員会で複数政党制に反対したが、シサノ大統領はこの問題は全国民の討議にまかせるべきであり、さらにMNRのメンバーも暴力を放棄しフレリモ政府の合法性を認めればこの討議に参加できるとした。<sup>(39)</sup>

憲法草案に対する議論は4月第1週から始まり5月末までの2カ月間が予定された。全国規模で国民の意見を聴取するため中央委員会によって13名から成る「中央機構局 (Central Organization Office)」が創られ、その議長にR・マンガニ (Rafael Manguni, 政治局員, 前マニカ州知事) が就任した。その他の委員としてT・フングアナ (Teodato Hunguana, 情報相), O・アリ・ダウト (Ossumane Ali Dauto, 司法相), E・ムレンブエ (Eduardo Mulembue, 法務長官), M・トーマ (Manuel Tomé, モザンビーク放送局総裁) らが参加した。さらに、中央機構局の下部機構として120名から成る中央委員会 (central commission) が創られ、このメンバーは労働組合、婦人団体、青年組織、専門家組織、文化・スポーツ団体、人権擁護団体、宗教組織の代表者から成っていた。討議はまず各地方 (district) 毎に行われることになったが、このためフレリモは草案を条項毎に説明し、用語の法律的解説を付したテキストを作成した。議論の最大の争点は一党制か複数政党制かであると想定され、それぞれの制度の利点・欠点を中立的立場から説明した。<sup>(40)</sup>

中央委員会から各地方に委員が派遣され、討議集会を開催したが、連絡が不十分のため人々が集まらなかったり、集会が中止または延期になることもしばしば起こった。さらに前述のテキストはポルトガル語で印刷されたが、集会ではほとんどの場合、現地語が使われ、通訳が困難になる場合も生じた。例えばマコンデ (Makonde) 族住民の住む北部のカーボ・デルガド (Cabo

Delgado) 州では、「憲法」が「シャリア (sharia)」と訳され、首都マプトでは「民主主義」をシャンガーン (Shangaan) 語で「ンクルレコ (nkhululeko)」と訳されたが、その意味は「独立」または「自由」であった。<sup>(41)</sup>

草案を検討するための集会は、しばしば、フレリモ党に対する不満の表明の場となった。例えば、マプト近郊の集会では、現政府は人民の政府ではなく少数者のための政府になっているという批判がなされ、マサキネ (Maxaquene) 近郊の集会で住民の不満は「我々が飢えて死にかかっていることを当局へ伝えよ」という非難となって現われた。<sup>(42)</sup>

複数政党制に関しては、マプトの北90キロメートルにあるパルメイラ (Palmeira) の集会でモザンビークに他の政党はいらないという意見が大多数を占め、ザンベジ川南岸のマロメウ (Marromeu) の集会でも複数政党に移行してもモザンビーク人が必要としている解決にはならないという意見が出された。また、北部ナンプラ州モノポ (Monapo) の集会では複数政党の存在は部族主義を尖鋭化させるだけという批判が出た。<sup>(43)</sup> 一方、ベイラ (Beira) の工場労働者の集会では複数政党制移行の必要性が強く主張された。また、警官や治安関係者の集会でも、民主国家では複数政党制が必要であるという意見が支配的であった。<sup>(44)</sup>

土地の私的所有については反対が多数を占めた。南部ガザ (Gaza) 州のチョクウェ (Chokwe) の集会では満場一致で土地は国家に所属し、私的所有に移すべきではないとされた。マプトの集会でも主要生産手段の私的所有は国民多数の利益に反するとして反対された。また同じマプトの鉄道労働者集会では、政府が外国人民間投資家に土地を売却したこと——具体的に政府とイギリス系ロンロ社の合弁企業LOMACO社——に対して非難が行われた。<sup>(45)</sup>

草案第42条で表現、集会、結社の自由が提案されているにもかかわらず、出版の自由について触れられていないことに対し、ジャーナリスト・グループから批判が出された。マプト集会で、あるジャーナリストは「国家は国民が信頼すべき情報を得る権利を認め、検閲やその他の介入によって行政的統制を行わない」という修正提案を行った。<sup>(46)</sup>

市民の諸権利について、シサノ大統領は新たに「生命に対する権利」を主張し、死刑廃止を提案した。これに対しマロメウでの集会では死刑の継続、死刑の適用範囲の拡大という逆の意見が出された。女性の権利についてはマプトの集会で論争が行われた。まず、女性の権利を女性の解放 (women's emancipation) に変えるべきであるという意見が出された。それに対し「誰からの解放か」という疑問が出され、女性が男性に抑圧されているという考えに反対して、女性の参加 (women's participation) という語に置き代えるべきであるという修正意見が出された。また女性の権利は現行憲法でも決められているが実行されていない点が非難され、職場、教育、病院での女性の権利拡大のため、教育、病院の民営化の要求が起こった。<sup>(47)</sup>

同4月23～28日、USAIDと西ドイツのフリードリッヒ・エーベルト基金の資金協力により、マプトで憲法草案をめぐる国際会議が開かれた。同会議にはアフリカ、ヨーロッパ、アメリカから11名の法律専門家が招かれ、改正へのアドバイスが行われた。

開会演説でJ・モンテイロ (José Oscar Monteiro) 国務相はフレリモが独立以前の解放闘争期にすでに解放区で「疑似政府」活動を開始しており、75年憲法におけるフレリモの指導的役割は他の社会主義諸国と異なることを強調した。そして独立後15年経った現在、国家が党とは独立して国家としての役割を果たす時期に達し、フレリモの歴史的役割は維持しながらも国民統合の時期に来ていると述べた。さらに新憲法草案の特徴として(1)社会主義社会建設の具体的・イデオロギー的基盤確立に触れていない、(2)国家がすべての社会経済問題を解決できるという考えを捨て、国家の社会経済的機能を限定した、<sup>(48)</sup>(3)一党制か複数政党制かに言及していないとした。

新憲法草案に関する国民的討議は5月に入り、焦点は複数政党制移行問題となった。この問題に対し、政治局の党イデオロギー担当局長のJ・レベロ (Jorge Rebelo) が初めて党の考えを「一党制国家の古典的モデルにおける短所と不自由 (defects and inconveniences)」という題で公表した。その骨子は以下のとおりであった。すなわち、

一党制国家のもつ問題は、一般的に一党によって表明された見解と異なる見解を示すことを許さないことにある。さらに、単一政党の問題点はそれ自身にとじこもり、自身以外の見解を「間違い」と見なす点にある。したがって一党制の場合、権力の乱用や腐敗に反対することが困難である。2つ以上の政党があれば、野党は直ちにこの不正を糾し政府に改めさせることができる。一党制国家内でこの短所を除去することが可能であろうか。(このことを明らかにするため)フレリモ党の最近の傾向を分析し、我々がこの方向に進めるか否か、我々がとった手段が適当で十分なものであったか否かを分析しなければならない。

現在、我々は全ての人々がフレリモに同意していると偽わることはできない。例えば、我々の社会の一部の人達は資本主義が社会主義より優れていると考え、彼等は資本主義を望み、あからさまに言わないが、彼等は資本家のようにふるまっている。この人達は資本主義イデオロギーをもつ別の政党の存在を望んでいる。このような状況に直面して、我々は何をすべきか。それを禁ずるか、弾圧するか、無視するか。もしそうすればそれは大きな間違いであろう。資本主義を擁護する人々は現在のままでは不満を持ち続け、社会の不安定要因になるだろう。

我々は彼等に政党結成を許すべきか、またはフレリモ党内でこれらの見解を述べ、フレリモが他の政党に影響を与えるのを許すべきか。

このように設問したのち、同時にレベロは複数政党制の不利な点について以下のように指摘した。すなわち、

複数政党下では国民意識は弱まる。複数政党を許せば、部族、地域、宗教別の政党が結成される恐れがある。また、外国勢力が国外から操作して政党を結成させモザンビーク人を買収し腐敗させる危険性がある。その際、選挙目的のために多額の資金がこの「人工」政党にそそぎこまれるだろう。

結論として、我々は新しい道へ踏み出すのを恐れてはならないが、国外の模倣、現在世界各地で起こっている現象の追従、国外からの押しつけで

今後の道を選んではならない。我々の選択を決めるのは我が国の情勢である。<sup>(49)</sup>

以上述べたようにフレリモ党として、今後の選択はあくまでモザンビーク国民の討議によるとした。

このレベロの提言を受けて、最初に複数政党制移行賛成を表明した政府高官はベイラ市長のT・マンジャマ (Teixeira Manjama) であった。すなわち、5月末のベイラ集会で、マンジャマは「複数政党の存在こそ急激な民主化と平和をもたらす」と表明した。同時に彼は、一党制の放棄は必ずしもフレリモの死を意味せず、若干の党員はフレリモから離れるかもしれないが、フレリモは一層強化され機能的になるだろうとした。<sup>(50)</sup>

また大統領と首相の権限をめぐる情報省で働く人々の間で論議がなされた。その主張は大統領に権限が集中しすぎている。首相にもっと権限を与えるべきであるというものであり、ベイラ市のマスメディア関係者の議論でも同じことが議論された。<sup>(51)</sup>

新憲法草案に関する議論は5月末でも終わらず、中央機構局は1カ月延長して6月末までとした。

これまでの国民的討議から、複数政党制に関しては、全般的に都市地域は支持派が多く、農村部では反対派が多い傾向にあった。北部テテ (Tete) 州での集会では、複数政党制は彼等が被害を受けているMNRを認めることであるとして反対した。一方、マプトの銀行員の集会では複数政党制が支持された。<sup>(52)</sup> 外務省職員の集会で党メンバーの1人はフレリモ内の活力が失われていることを批判し、その原因は党の一部の人々に権力が集中したためであると主張した。さらに別の党員は党のイデオロギーが東欧モデルでありモザンビークの現実に合っていないと批判した。<sup>(53)</sup>

3カ月にわたる国民的討議を踏まえて、シサノ大統領は7月31日にマプトで記者会見を行い12名から成る党政治局が満場一致で一党制放棄、複数政党制採択に合意したことを明らかにした。その理由として、大多数の人々が依然一党制を支持しているが、変化を望んでいる。一方、かなりの人々は複数

政党制を支持しているとした。この結果シサノ大統領は法と秩序の基本原則が守られ、平和的手段が使われれば、政党を創りたい人々をさまたげないし、MNRに対しても政党として登録するのに問題があるとは考えないとしてMNRの政党化の可能性も認めた。<sup>(54)</sup>

次いでフレリモ中央委員会が8月6日から開催され、複数政党制移行に関する政治局決定を討議した。この結果、中央委員会はまず8月15日に政治局の決定を承認した。<sup>(55)</sup> 続いて新憲法草案全体にわたる国民的討議に関する中央機構局報告書について討議が8月17～22日に行われた。主要討議案は、(1)従来のモザンビーク人民共和国や人民議会から「人民」という文字を落とすこと、<sup>(56)</sup> (2)大統領制の存続、(3)経済体制、(4)土地所有などの問題であった。次いで10月22日に人民議会でも承認された。

以上の手続きを経て全206条から成るモザンビーク新憲法は11月30日に発効した。<sup>(57)</sup> その主要改正点は、(1)秘密投票による複数政党制での選挙〔第30条〕、(2)三権分立〔第164条〕、(3)検閲を廃し、表現・出版の自由の承認〔第74条〕、(4)移動の自由(改正前はguia de marchaと呼ばれる国内ビザを必要とした)〔第83条〕、(5)市民権はa)モザンビーク生まれ、b)帰化人、c)外国女性との結婚によって生まれた者(外国男性との結婚の場合は認められない)に与えられた〔第11～20条〕、(6)死刑の廃止〔第70条〕、(7)「バランスのとれた環境の中で生活する権利」条項の挿入〔第72条〕、(8)72時間の事前通達によるストライキ権の承認〔第91条〕、(9)国名をモザンビーク共和国、人民議会を単に議会と改名〔第103条〕、(10)経済体制は「労働、市場、経済エージェントの指導、あらゆるタイプの資産を許し、国家は国民の需要を満たすため規制し、経済発展を促進する」と規定された〔第41条〕、(11)土地所有については私的所有の禁止〔第46条〕、<sup>(58)</sup> である。

この憲法改正は西側諸国に高く評価されたが、MNRは新憲法がフレリモのみによって決められたこと、モザンビーク全国民の意見を反映していないとして拒否した。<sup>(59)</sup>

## 2. 複数政党制

1990年12月22日、政党法が施行された。同法によると、地域主義者または分離主義者に基づく政党および人種、部族、宗教に基づく政党の結成は禁止された。同時にキリスト教を名乗る政党も禁止された。また政党結成の条件として最低1100人の支持者名簿の提出と各州から最低100名の支持者の署名が必要とされた。<sup>(60)</sup>

政党法に基づき12月、初めての新政党として「モザンビーク自由民主党 (Partido Liberal e Democrático de Moçambique: PALMO)」が結成された。議長はM・ビラル (Martin Bilal) で、党員は約1万5000人、主に南部ガザ州とマップト州を基盤とした。<sup>(61)</sup>

1991年4月、第2の政党として「モザンビーク独立会議 (Congresso Independente de Moçambique: COIMO)」が名乗りを上げた。COIMOは1985年フレリモから分裂し、ナイロビで結成された組織である。議長はM・サエニ (Marcos Saeni) で党員は約5800名、北部モザンビークのマコンデ族を支持基盤としているが、部族主義、人種主義に反対し民主主義を標榜した。<sup>(62)</sup>

同年7月、第3の政党として「モザンビーク民主党 (Partido Democrático de Moçambique: PADEMO)」が結成された。党首はU・レクア (Uchia Recua)、党員は約2万8000名。その主張は反部族主義、反人種主義で、政府とMNRの話し合いを支持している。<sup>(63)</sup>

その他、「モザンビーク民族同盟 (Uniao Nacional Moçambicana: UNAMO)」がある。UNAMOはMNRが南ア共和国の支援を受けているとして1986年にMNRから分裂したザンベジア (Zambezia) 州を基盤とする組織で、議長にA・B・ヒリ (Aefai Bernardo Phiri)、書記長にはC・ドス・ライス (Carlos dos Reis) になった。党員は約2万人と言われ、社会民主主義を標榜した。<sup>(64)</sup>

その他、現在までに以下の政党が結成されたが、その性格、人的構成については不明である。<sup>(65)</sup> すなわち、

- (5) モザンビーク社会民主党 (Partido Moçambicano da Social Democracia : PMSD)
- (6) 国民会議党 (Partido da Convenção Nacional : PCN)
- (7) 人民進歩党 (Partido do Progresso do Povo : PPP)
- (8) 社会自由民主党 (Partido Social, Liberal e Democratico : SOL)
- (9) 行動愛国戦線党 (Frente de Accao Patriotica : FAP)
- (10) モザンビーク宗教団体自由進歩連邦党 (Partido Progresista Federal e Liberal das Comunidades Religiosas Moçambicane : PPFLCRM)
- (11) モザンビーク連邦党 (Partido Federal de Moçambique : PAFEMO)
- (12) モザンビーク連合戦線 (Frente Unida de Moçambique : FUMO)

続いて第6回党大会が1991年8月12～23日にマプトで開かれた。<sup>(66)</sup>

第6回党大会の目的は第5回大会以降始まった改革を調整し決定することにあった。開会演説でシサノ党首は、「我々は現在起こっている諸変化によりダイナミックに立ち向う党になりたい。同時にその本質を失わずに更新していく党でありたい」と述べた。党機構の改革では書記長と書記局の創設で、業務をより効率的に処理するため新設された。新書記長にはF・グンダナ (Feliciano Gundana) が就任し、同時に政治委員会 (前の政治局を改名) の委員となった。また懲戒問題をあつかう統制委員会は検証委員会 (Verification Committee) と改名され人員も縮小された。その委員長にE・ムレンバ (Eduardo Mulemba) 前司法長官が選ばれ、同時に政治委員会委員となった。また前政治局員であったM・ドス・サントス (Marcelino dos Santos) 人民議会議長とJ・レベロ (Jorge Rebelo) 党情報・動員局長は再選挙には出ず、M・マチュンゴ (Mario Machungo) 首相も再選挙には出ず ERP に専念することになった。

政治委員会の人数も12名から15名に拡大したがE・ダ・シルバ・ニーニャ (Eduardo da Silva Ninia) は落選し、シサノ、グンダナ以外の6名は再選された。すなわち、P・モクンビ (Pascoal Mocumbi: 外相)、A・ゲブーザ (Armando Guebuza: 運輸相)、M・マチニエ (Mariano Matsinhe: 治安相)、R・マグニ

(Rafael Maguni:情報・放送相), A・シパンデ (Alberto Chipande:国防相), J・ヴェローソ (Jacinto Veloso:協力相)である。その他新政治委員としてA・マズラ (Aguiar Mazula:国家行政相), M・クタファ (Mateus Kutapha:文化相, ナムブラ州出身), B・グルベッタ (Bonifácio Gruveta:ベテラン協会事務局長, ザンベジア州出身), A・ンゲーニャ (Alcido Nguenha:高等教育研究所長, ニアサ州出身), E・コミチェ (Eneas Comiche:蔵相), D・ゲジマネ (Deolinda Guezimane:最初の女性委員)である。フレリモ結成以来の政治委員会では最大の委員交替で、かつ地域的にもバランスがとられた。

160名から成る中央委員会で教条的マルクス・レーニン主義信奉者の多くは落選した。すなわち, S・ヴィエイラ (Sergio Vieira:前治安相, エドアルド・モンドラーネ大学アフリカ研究センター所長), D・フォンド (Domingos Fondo:国防省局長) などである。

また, 第5回党大会の規約改正により私有財産所有者および宗教者の入党が許されたため, 党員は140パーセント増加して46万4550名になった。

新党規約はこれまでのフレリモ一党体制を独立後の政治情勢による“権力のヘゲモニックな運用”の時期と擁護し, フレリモは変革の時期に歩調をあわせる必要を認めた。また解放闘争期の党の方針, 過度の中央集権化, 伝統的権威の抑圧が権威主義体制を生んだことを認め, 今後モザンビーク国民の党として民主社会主義, 自由, 団結を掲げることを宣言した。

### おわりに——和平協定の成立——

前節までで述べてきた1987年以降の経済改革, 89年7月の第5回党大会でのマルクス・レーニン主義放棄, 90年1月以降の新憲法草案討議と11月の新憲法発効, 複数政党制移行と並行して, フレリモ政府は89年8月以降, 反政府組織「モザンビーク民族抵抗 (MNR)」との和平交渉を進めた。そして92年10月, 16年間にわたった内戦を終結し早期に総選挙を実施することに合意し

た和平協定に調印した。

以下、和平交渉の推移を簡単に整理し、最後に今後の展望にふれることにする。<sup>(67)</sup>

長年の内戦を終結させるためまずモザンビーク内のプロテスタント系教会およびカソリック系教会が仲介者となり、1987年政府およびMNRに和平交渉を呼びかけた。この呼びかけは難航したが、フレリモ政府は1989年6月に「和平のための12原則」を公表した。その骨子は、まず停戦を行い、その後全てのモザンビーク人が政治に参加できる社会を実現するというものであり、同時に現行憲法の見直しも考慮することを明らかにした。

さらに同年7月、ツサノ大統領は和平交渉に際し、モイ(Moi)・ケニア大統領、ムガベ(Mugabe)・ジンバブエ大統領を仲介者として要請していること、両者がそれに同意したことを公表した。この間1989年7月末にフレリモは第5回党大会を開き、マルクス・レーニン主義を放棄した。このことはMNRの要求のひとつを認めたことになり、その後の和平交渉へのひとつの大きな契機となった。

このようにして、同年8月8日、ケニアの首都ナイロビで第1回和平交渉が実現した。この交渉ではフレリモ政府側が前記の12原則をMNR側に示し、MNR側は幾点かの疑問を提示した。また、MNR側も同月15日、「交渉のための16原則」を公表し、MNR側の立場を明らかにした。その骨子は、MNRは武力闘争によって既存の秩序を変革しようとする意思はなく(第6原則)、話し合いによって新生モザンビークをつくることに合意する(第16原則)。その際、MNRはひとつの政治組織として活動する(第5原則)というものであった。

これを受けたフレリモ政府は直ちにMNRを政党として認めることはできないとしたため、MNR側も「フレリモはモザンビークの真の平和について話し合う用意がない」と態度を硬化させた。モイ大統領は交渉の継続を主張したが実現しなかった。

この膠着状態をみて、同年12月、ハラレ駐在のアメリカ代理大使E・

ヒュージット (Hughgit) が7項目から成る新提案を提示し、交渉の行き詰まりの打開を図った。新提案の骨子は、交渉以外に解決手段がないことを前提に、全てのモザンビーク人の政治参加 (第3項)、国民主権 (第4項)、国民統合 (第5項)、現モザンビーク政府の承認 (第6項)、民主的手続きによる既存秩序の変更 (第7項) であった。これに対し、MNRは第6項を認めるわけにはいかないとし交渉再開は行き詰まった。

このような状況のなかで、1990年1月、シサノ大統領は憲法改正提案を行い、翌91年の総選挙実施を明らかにした。このことは交渉再開への道を開いた。

再開後の交渉ははじめマラウイで行われる予定であったが、MNR側がセキュリティに問題があると拒否し、最終的にローマの聖エギディオ・コミュニティで開催されることになり、以後の交渉は全てローマで行われた。

以下、各会談の様態と進展を簡単に示そう。

#### 第1回会談 (1990年7月8日～10日)

政府側ゲブーザ (Gebuza) 運輸相代表、MNR側ドミンゴス (Domingos) 代表、イタリア政府、ベイラ市カソリック教会司教も同席。停戦とモザンビーク国民の生活正常化のための条件をつくることに合意。

#### 第2回会談 (90年8月11日～14日)

MNR側はケニアを仲介者として出席させることを主張し会談は決裂 (この会談の最中、フレリモ中央委員会は一党制放棄、複数政党制移行を決議)。

#### 第3回会談 (90年11月10日～30日)

一部停戦合意。すなわち、ジンバブエ軍はベイラ鉄道、リンポポ鉄道の両側1.8マイル以内に駐留を制限。国際監視団と国際赤十字委員会のモザンビーク内の活動に合意 (11月30日、新憲法発効)。

#### 第4回会談 (90年12月19日～21日)

進展なし。

#### 第5回会談 (91年1月30日)

一部停戦協定の確認。政府、MNR、国際監視団にかなりの見解の相違。そ

の後2月にMNRはジンバブエ軍の協定違反を理由に協定破棄を政府に通告。

第6回会談(91年5月28日)

コーヘン(Cohen)米国務次官補の介入により交渉再開。

第7回会談(91年8月1日～6日)

政党・選挙に関する原則を討議。MNR側は新政党の届出を国連機関に、選挙は国連監視下での実施を主張し決裂。

第8回会談(91年10月18日)

停戦のための第1議定書調印。その骨子は政府側は複数政党制に基づく選挙が行われるまでこの合意に矛盾するような新法を制定せず、既存法も実施しない代わりに、MNR側は武力活動を中止し、現行法の枠内で政治活動をする、というもので、MNRは初めてフレリモ政府の合法性を認めた。

第9回会談(91年12月20日)

停戦協定調印後1年以内に国連とアフリカ統一機構(OAU)の監視下で大統領選挙と国会議員選挙を実施することに合意(第2議定書)。ただし、停戦協定の調印には至らなかった。

第10回会談<sup>(68)</sup>(92年1月21日～3月12日)

選挙に関する第3議定書調印。同議定書は(1)出版の自由、(2)表現・結社の自由、(3)移動の自由、(4)難民の帰国、(5)選挙手続き、(6)国際監視団の役割から成る。

第11回会談<sup>(69)</sup>(92年6月10日)

以下の3項目について討議。(1)国軍の形成、(2)停戦、(3)停戦から選挙までの移行期の問題。第11回会談で初めてオブザーバーとしてポルトガル、アメリカ、イギリス、フランスが出席した。

第12回会談(92年10月4日)

シサノ大統領とドラカマ(Afonso Dhlakama) MNR議長との初会談で和平協定調印。停戦後、(1)政府、MNR双方の兵士半々で構成する3万人の国軍創設、(2)協定批准後1カ月以内に政府軍、MNR軍とも所定の兵舎に終結、全

ての武器を6カ月以内に国連に引き渡す、(3)ジンバブエ軍は批准後1カ月以内に撤退。

以上、モザンビークの民主化の過程をフレリモ党の政権維持を図る改革としてとらえ、その画期となった(1)1987年の経済復興計画の導入、(2)89年のフレリモ第5回党大会におけるマルクス・レーニン主義の放棄、(3)90年の新憲法制定と一党制放棄、複数政党の承認、(4)89年から始まったMNRとの和平交渉と92年10月の和平協定調印の過程をみてきた。

このことから明らかになったことは、モザンビークの民主化は独立後のフレリモ政権の社会主義路線の採択とそれに基づく経済改革が失敗に帰したことが基点となっている。この間、ローデシア次いで南ア共和国に支援された反政府ゲリラMNRの破壊活動は続き、フレリモ政権は戦時体制を維持するために世銀・IMFの合意の下に経済復興計画を導入せざるをえなくなった。この経済改革はその実績(第1節2.)をみる限り経済は著しく回復したと思われる。

しかし、1985年のソ連でのゴルバチョフ政権の誕生とその後の民主化、さらに89年の東欧の民主化という国外からの圧力、および長びく内戦に厭戦的となったモザンビーク国民の圧力は、マルクス・レーニン主義を掲げ一党制の下に国家建設を進めてきたフレリモ政権に大きな打撃を与え、フレリモは第5回党大会で遂にマルクス・レーニン主義を放棄した。このことは必然的に独立時の憲法の改正の必要を招来し、新憲法草案討議の過程で、フレリモは自由な国民的討議の名目の下に、意図的に複数政党制の導入を認めた。フレリモによるこの2つの譲歩(マルクス・レーニン主義の放棄と一党制の放棄)は、MNRとの和平交渉の促進に寄与し92年10月の和平協定調印に至った。

この結果、1993年中(のち94年に延期)にモザンビークでは複数政党制の下に初の大統領選挙と国政選挙が実施されることになった。現在までのところ、12の政党が結成されたが、フレリモ党に匹敵する勢力をもつ政党はなく、また諸政党の連合への動きも出ていない。唯一の例外はまだ政党化はし

ていないMNRである。MNRのこれまでの主張は(1)共産主義の撲滅、(2)民族和解政府の樹立、(3)国有化の見直し、(4)民間企業の活用であり、(2)を除いて、現フレリモ政権はERPの下ですべて実施している。したがって選挙の重要な争点は失われた。このような状況下で実施される選挙で、モザンビーク国民の最大の関心事は経済問題、とくに生活水準の改善であり、この点については1987年以来実施しているERPの実績が問われることになる。この経済改革は少なくともマクロ経済レベルでみる限り成功していると思われ、フレリモの上からの改革の意図は現時点では成功したといえることができる。残された問題は、94年に実施される選挙が公正な選挙であることとMNRの武力闘争の完全放棄であろう。91年10月のアンゴラでの選挙の先例もあり、国際社会はこの2点の監視に十分注意を払うことになろう。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) 農業集団化の過程とその失敗については、林晃史「モザンビーク農村社会の再編成」(林晃史編『アフリカ農村社会の再編成』アジア経済研究所 1989年)を参照。
- (2) ノコマチ協定締結の経緯については、Martin, D.; P. Johnson, "Mozambique: To Nkomati and Beyond," P. Johnson; D. Martin, eds., *Destructive Engagement: Southern Africa at War*, Harare, Zimbabwe Publishing House, 1986.
- (3) *Africa Research Bulletin, Economic Financial and Technical Series*, Vol. 21 No. 8, September 30 1984, p. 7415.
- (4) *Africa Research Bulletin, Political Series* (以下、ARBPと略) Vol. 23 No. 4, 15 August 1986, p. 8148.
- (5) Hanlon, Joseph, *Mozambique: Who Call the Shots?* London, James Currey, 1991, pp. 119~120.
- (6) World Bank, *Report to the Consultative Group in Mozambique on the Government's Economic Rehabilitation Programme*, 16 June 1987.
- (7) Hanlon, 前掲書, p. 122.
- (8) Economist Intelligence Unit (以下、EIUと略), *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No. 1, 1991, pp. 39~40.
- (9) EIU, *Country Profile: Mozambique, 1992-93*, 1992, p. 10.
- (10) 同上誌, pp. 30~31.

- (11) United Nations, *Mozambique 1990 (Country Presentation)*, UNCLPC II / CP. 36, p. 15.
- (12) EIU, *Country Profile: Mozambique, 1992-93*, p. 32.
- (13) 同上誌, p. 17.
- (14) 同上誌, p. 26.
- (15) 同上誌, pp. 28~29.
- (16) 1988年フレリモ全国大会の様様については, "National Conference and Central Committee Prepare for Congress," *Agência de Informação de Moçambique*, No. 145, August 1988, pp. 7~10.
- (17) 草案については原文を入手することはできなかった。代わりに以下の資料によった。"Fifth Congress Draft Theses Published," *Mozambiquefile*, No. 149, December 1988, pp. 11~13.
- (18) Mozambique Information Office, *News Review*, No. 159/160, 1 August 1989, p. 3.
- (19) *Mozambique: Frelimo's 5th Congress Documents* (1) Statutes and Programme, Information Department, Frelimo Party Central Committee, September 1989.
- (20) Mozambique Information Office, 前掲誌, p. 4.
- (21) *Mozambique: Frelimo's 5th Congress Documents*..., pp. 13~18.
- (22) Mozambique Information Office, 前掲誌, pp. 4~5.
- (23) 同上誌, p. 6.
- (24) 同上。
- (25) 同上誌, pp. 7~8.
- (26) *Mozambique: Frelimo's 5th Congress Documents*..., pp. 23~55.
- (27) 同上書, p. 23.
- (28) 同上書, p. 25.
- (29) 同上書, p. 34.
- (30) 同上書, p. 35.
- (31) 同上書, p. 40.
- (32) 同上書, p. 51.
- (33) 同上書, p. 52.
- (34) *Partido Frelimo 5º congress, directivas económicas e sociais*.
- (35) 同上書, p. 1.
- (36) Mozambique Information Office, 前掲誌, p. 18.
- (37) 同上。
- (38) 新憲法草案の全文については, *Mozambiquefile*, No. 163, February 1990, に所

収。

- 39) EIU, *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No.1, 1990, p. 18.
- 40) "Debate on Draft Constitution under Way," *Mozambiquefile*, No. 165, April 1990, p. 7.
- 41) "Mozambicans Discuss Their Future Constitution," *Mozambiquefile*, No. 166, May 1990, p. 12.
- 42) 同上。
- 43) 同上。
- 44) 同上誌, p. 13.
- 45) 同上誌, p. 14.
- 46) 同上。
- 47) 同上誌, p. 14. および p. 16.
- 48) "Lawyers Debate Constitution at International Seminar," 同上誌, p. 15.
- 49) "Second Month of National Debate on Draft Constitution," *Mozambiquefile*, No. 167, June 1990, pp. 8~9.
- 50) 同上誌, p. 9.
- 51) 同上誌, p. 11.
- 52) "National Debate on Constitution Draws to a Close," *Mozambiquefile*, No. 168, July 1990, p. 8.
- 53) 同上誌, pp. 8~9.
- 54) "Frelimo Political Bureau Abandons One-Party State," *Mozambiquefile*, No. 169, August 1990, p. 4.
- 55) "Central Committee Votes for Pluralism," *Mozambiquefile*, No. 170, September 1990, p. 4.
- 56) "Central Commission Discusses Report on Constitutional Debate," 同上誌, pp. 6~7.
- 57) EIU, *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No. 4, 1990, p. 22.
- 58) *1990 Constitution of Mozambique*, Amsterdam, African-European Institute, 1991.
- 59) EIU, *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No. 1, 1991, p. 28.
- 60) Knight, V. C., "Mozambique's Search for Stability," *Current History*, May 1991, p. 219.
- 61) *ARBP*, Vol. 28 No. 12, 1-31 December 1990, p. 9940.
- 62) *ARBP*, Vol. 28 No. 4, 1-30 April 1991, p. 10087.
- 63) *ARBP*, Vol. 28 No. 7, 1-31 July 1991, p. 10193.
- 64) *ARBP*, Vol. 28 No. 3, 1-31 March 1991, p. 10048.

- ⑥5) EIU, *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No. 3, 1991, p. 28 / No. 1, 1992, p. 26 / No. 2, 1992, p. 25.
- ⑥6) 第6回党大会については, EIU, *Country Report: Tanzania, Mozambique*, No. 4, 1991, pp. 28~29.
- ⑥7) 1989~91年末までの和平交渉の経緯については, 林晃史「モザンビーク民族抵抗 (MNR) の性格と政党化の可能性」(『アジア経済』第33巻第8号 1992年8月)の第Ⅲ章 (MNRとフレリモの停戦交渉)を参照。
- ⑥8) *ARBP*, Vol. 29 No. 3, 1-31 March 1992, p. 10510.
- ⑥9) *ARBP*, Vol. 29 No. 6, 1-30 June 1992, p. 10619.